## パブリックコメントの結果公表

・政策等の名称

成田市地域防災計画修正 (素案)

・意見等の募集期間

令和4年1月17日 から 令和4年2月16日

・意見等の件数

5件 (1人)

・担当課

危機管理課 (20-1523)

成田市地域防災計画の修正(素案)について提出された意見と市の考え方

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
1	計画全般に関して	
	3年前の台風警報・大雨洪水警報発令時には、そのあと	令和元年の一連の災害における被害や、課題・教訓等を踏
	で市長はじめ多くの職員が、「反省することは非常に多い」	まえた検証結果及び大規模停電対策や避難体制の充実等に
	とおっしゃっていました。その反省が当該計画にどう生か	ついて、令和2年度の修正により、本計画に反映しておりま
	されているのでしょうか?	す。
2	計画全般に関して	
	当計画は災害発生時の対応策を中心に記載されていま	本計画 共通編 第2章において、災害予防計画を定めて
	すが、日頃の予防策についても明示する必要があるのでは	おり、その中には日頃からの取組み事項等についても記載し
	ないでしょうか?	ております。なお、共通編 第1章 総則 第1節 計画の目的
	災害リスク最小化に向けて、だれがいつまでに何をする	及び構成 1 計画の目的及び位置づけ (P共-1、2) にも記
	のかという内容の記載がほしいです。	載のとおり、本計画に規定する対策を効果的に実施するため
		の具体的な活動要領を記載した各種マニュアル等を位置づ
		けております。
3	共通編 第2章 災害予防計画 第3節 水害の予防 4	
	水防対策の強化「観測施設の整備・管理を図る」(P 共-51)	
	に関して	
	3年前(利根川洪水警報発令時)、当時の危機管理課に	洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で
	確認したところ、観測点は旧佐原地区であるとのことだっ	生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれ

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
	た。	があると予想したときに、気象庁が発表いたします。本市が
	今でもそうなのか?	接する利根川に関しては、基準水位観測所である横利根(茨
	市内あるいは、より上流のデータをもとにするのが正解	城県稲敷市西代)の水位を、洪水警報の発表基準としており、
	と思うが。	この観測所を指定しているのは、気象庁となっております。
4	共通編 第2章 災害予防計画 第12節 大規模事故対	
	策 8 大規模停電事故災害対策計画 (5) 森林所有者	
	等の停電対策 (P 共-104) に関して	
	「適切な管理に努める」とあるが、所有者に対して、「停	前段のご意見については、今後の参考とさせていただきま
	電の責任は所有者にあり、所有者がふだんからきちんと手	す。
	入れすること」を周知する必要があると思う。管理は電力	樹木の伐採に関しては、整備が必要な樹木の所有者と市が
	会社がやってくれると考えている所有者が大半ではない	協定を締結し、適宜、伐採等を行っております。
	のか?	
	3年前の大停電は、倒木や飛来物に起因するケースが大	
	半だったと認識している。その後は市や電力会社の指導に	
	より伐採等も進んだと思うが、進捗具合をお知らせ願いた	
	٧٠°	
5	災害応急対策編 第2章 風水害等対策計画 第10節	
	避難対策(P風-21)に関して	
	避難指示の発令は市が行うと記載されているが、避難所	避難情報の発令及び避難所開設の判断は市で行い、防災行
	運営委員会の判断で避難所を開設してはいけないのか?	政無線やメール配信サービス等、様々な手段により、市民に

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
	また、市の発令がどのように運営委に伝わるのか?「運	周知いたします。
	営委は市の指示通りに動けばよい」と読めるが、この理解	避難所運営委員会に対しては、避難所の開設を決定した際
	でよいか?	に、市からその旨を連絡いたします。
		なお、本計画においても、「避難所の運営主体は、自治会
		等の地域団体、自主防災組織、避難者等による自主運営組織
		(避難所運営委員会)とし、市、関係団体及びボランティア
		の協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図
		る。」としております。